

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・「第18回社会保障審議会福祉部会」開催～改正社会福祉法の施行に向けた検討事項（「社会福祉充実残額」の有効活用、「社会福祉充実計画」の策定と地域協議会の運営）について協議～……………1

「第18回社会保障審議会福祉部会」開催

～改正社会福祉法の施行に向けた検討事項（「社会福祉充実残額」の有効活用、「社会福祉充実計画」の策定と地域協議会の運営）について協議～

平成28年8月2日、第18回社会保障審議会福祉部会が開催されました。

改正社会福祉法の施行に向けた検討事項の協議が行われ、「社会福祉充実残額」の有効活用及び「社会福祉充実計画」の策定と地域協議会の運営について資料が示され、検討が行われました。

当日示された資料「社会福祉充実残額」の有効活用について（素案）では、社会福祉充実残額について、社会福祉法人が保有する財産に関して、事業継続に必要な財産（控除対象財産）を控除した上で、再投下可能な財産（社会福祉充実残額）を明確化し、社会福祉充実残額が生じる場合には、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな取組に有効活用する仕組みを構築する旨があらためて確認され、控除対象財産の考え方等が示されました。（以下、該当資料を抜粋）

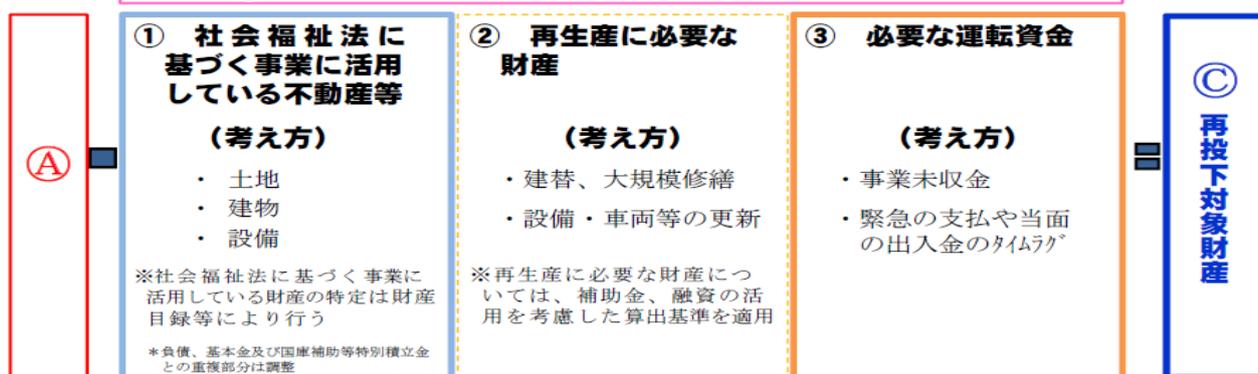
「控除対象財産」の算定イメージ

- 社会福祉法人の①すべての財産（基本金及び国庫補助等特別積立金を除く。）を対象に、②事業継続に必要な財産（控除対象財産）と余裕財産を区分し、余裕財産を③再投下対象財産として位置づける。

資産－負債－基本金－国庫補助等特別積立金 =

①

② 控除対象財産：事業継続に必要な最低限の財産



控除対象財産①「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」について

○ 「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」として控除対象となる財産については、次のような考え方にに基づき、整理する。

控除対象となる財産	控除対象とはならない財産(※)
○ 法人が実施する社会福祉事業等に直接又は間接的に供与されている財産であって、当該財産がなければ事業の実施に直ちに影響を及ぼしうるもの。	○ 法人が実施する社会福祉事業及び公益事業等の実施に直ちに影響を及ぼさない財産。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現に事業に活用している土地・建物・設備(障害者総合支援法に基づく就労支援事業に活用されている土地・建物・設備を含む。)等 ・ 職員の福利厚生のための土地・建物・設備等 ・ サービス提供に必要な送迎車両 ・ サービス提供に必要な介護機器 ・ サービス提供に必要な生活機器(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ等) ・ 事業に必要な事務機器(パソコン、プリンター等) ・ 災害時のための食料・物品の備蓄 ・ 障害者総合支援法に基づく就労支援事業における工賃変動積立金 ・ 用途が限定されている寄付金等(基本金に計上されないもの) ・ 国・自治体等の補助により造成され、用途が限定されている基金等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現預金、有価証券 ・ 人件費積立金、修繕積立金等の積立資産(ただし、障害者総合支援法に基づく就労支援事業における工賃変動積立金を除く。) ・ 遊休不動産(断続的であっても、長期にわたって事業に継続して使用している不動産は除く。) ・ 美術品

※ ただし、現預金や有価証券、人件費積立金、修繕積立金等については、「再生産に必要な財産」や「必要な運転資金」として控除対象となる場合があり得る。

4

控除対象財産②「固定資産の再取得に必要な財産」について

(算出方法(イメージ))

再取得に必要な財産

$$= (\text{減価償却累計額} \times \text{建設単価等上昇率}) \times \text{一般的な自己資金比率} + \alpha(\text{修繕等})$$

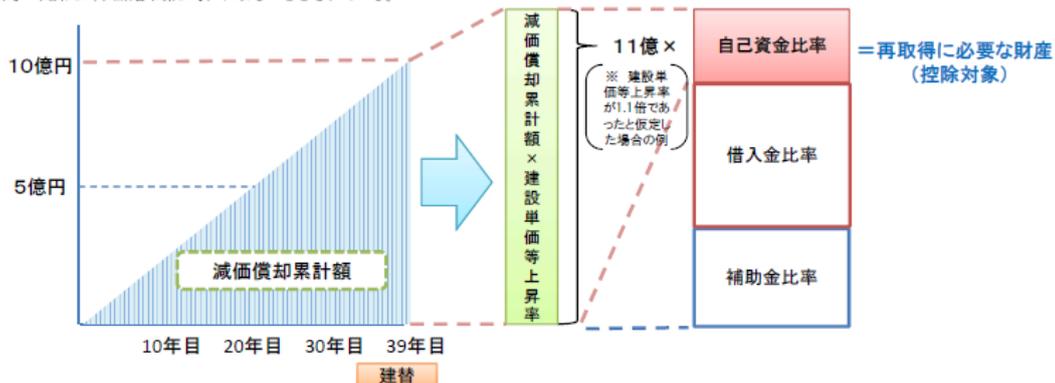
○ 減価償却により法人内に自己資金が蓄積され、建替時期(39年(※)経過後)には、現在の建物と同等の建て替えを行うための資金が法人内部に留保される。

○ 法人に蓄積される建替費用は建設時の水準であることから、建設単価等上昇率を考慮する。



○ 減価償却累計額(建設単価等上昇分を含む)には、補助金、借入金、自己資金によるものが含まれており、建替時に補助金や借入金を活用することを前提にすれば、法人が再生産のために保有すべき額は減価償却累計額に一般的な自己資金比率を乗じた額となる。

※ 建物の耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)によることとされている。



5

控除対象財産③「必要な運転資金」について

- 「必要な運転資金」として控除対象となる財産については、次のような考え方にに基づき、
- ・ 「年間事業活動支出の1月分」＋「事業未収金」としてはどうか。

【年間事業活動支出1月分の考え方】

- ・ 厚生労働省が行ったサンプル調査によれば、年度末時点で1月程度の運転資金を保有していれば、年間を通じて、運営に大きな支障は生じないと見込まれることから、「年間事業活動支出の1月分」を必要な運転資金として控除する。

【事業未収金の考え方】

- ・ 事業未収金は、あらかじめ必要な事業費について、入金前に賄う必要があることから、控除対象とする。
 - ⇒ 介護報酬等による施設については、事業未収金が2ヶ月分発生するため、実質的に計3月分が控除対象となる。
 - ⇒ 措置費又は保育所運営費により運営される施設については、原則として事業未収金が計上されないため、実質1月分が控除対象となる。

7

社会福祉充実残額の算定式

$$\text{社会福祉充実残額 (C)} = \text{A (活用可能な財産)} - \text{B (控除対象財産① [社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等] + 控除対象財産② [再生産に必要な財産] + 控除対象財産③ [必要な運転資金])}$$

(再投下対象財産)

- ※1 **A (活用可能な財産)**
 = 資産－負債－基本金－国庫補助等特別積立金
- ※2 **控除対象財産① [社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等]**
 = 財産目録により特定した事業対象不動産等に係る貸借対照表価額の合計額〇円
- ※3 **控除対象財産② [再生産に必要な財産]**
 = **【将来の建替に必要な費用】**
 (現在の建物に係る減価償却累計額〇円×建設単価等上昇率〇. 〇)×一般的な自己資金比率〇%
【建替までの間の大規模修繕に必要な費用】
 + (現在の建物に係る減価償却累計額〇円×一般的な大規模修繕費用割合20%)－過去の修繕額〇円
【設備・車両等の更新に必要な費用】
 + 減価償却の対象となる固定資産(10万円以上)に係る減価償却累計額の合計額
- ※4 **控除対象財産③ [必要な運転資金]** = 年間事業活動支出の1月分＋事業未収金相当額

※ なお、各法人の事務処理を円滑にする観点から、今年度中に構築する予定の「財務諸表開示システム」において、これらの計算を簡易に行うための入力シートを組み込む予定。

※ 各種係数については、現時点では仮置きであり、別途行うこととしている調査研究事業の結果などを踏まえ、最終的に決定。

8

「社会福祉充実計画」の策定と地域協議会の運営について（素案）では、社会福祉充実計画の記載内容として、①法人名、法人の所在地、連絡先等の基本情報、②社会福祉充実残額の使途に関する検討結果、③資金計画、④事業費積算（概算）、⑤地域協議会等の意見とその反映状況（地域公益事業を行う場合に限り）等が省令事項のイメージ（案）として列挙されています。

計画の実施期間は、原則 5 年間の範囲で、社会福祉充実残額の全額について、一又は複数の社会福祉充実事業を実施するための内容とすることとされています（ただし、5 年間で計画を終了することが困難であることに合理的な理由がある場合は、最長 10 年とすることができる）。

計画の記載内容の変更を行う場合には、軽微な変更を除き、所轄庁の承認が必要であり、軽微な変更を行う場合は、所轄庁への届出で足りることとなります。なお、軽微な変更とは、法人の名称や住所等の基本情報等の変更としています。

地域公益事業を行う計画の策定に当たっては、「地域公益事業の内容及び事業区域における需要」について、「住民その他の関係者」の意見を聴かなければならないこととされています。その際、社会福祉法人に対して、できるだけ円滑かつ公正中立な意見聴取が行えるようにするとともに、併せて地域における関係者のネットワークを強化し、関係者間での地域課題の共有、各種事業の役割分担の整理など、地域福祉の推進体制の強化を図るため、各地域において「地域協議会」を設置することとされています。

この地域協議会について、当日資料では、実施責任、実施エリア、構成員、役割、広域的に事業を行う場合の意見聴取の取扱い等、考え方が以下枠内のおり示されています。

1. 地域協議会の実施責任

- ◆ 地域協議会の実施責任は、原則として所轄庁が有するものとし、その運営主体は、所轄庁が地域の事情に応じて決定するものとする。
- ◆ 所轄庁は、地域協議会の立ちあげを支援するとともに、円滑な意見聴取が行われるよう、必要な調整を行うものとする。
- ◆ また、所轄庁は、社会福祉法人の社会福祉充実計画の策定スケジュールに合わせ、適切に地域協議会が開催されるよう、所管地域の地域協議会に対し、必要な働きかけを行う。
- ◆ なお、地域協議会は、効率的に開催する観点から、可能な限り既存の会議体を活用するものとし、具体的には、社会福祉協議会における地域福祉活動支援計画策定委員会や、地域ケア会議、自立支援協議会などが想定される。（人数等を考慮し、既存の会議体を活用しつつ、当該会議体の下に分科会等を設置するなどの工夫を行うことも考えられる。）
※ 所轄庁自身が地域協議会を開催することも妨げるものではない。
- ◆ 都道府県は、管内の地域協議会の設置状況を集約し、社会福祉法人に対する情報提供を行うとともに、空白が生じている地域がある場合には、自ら設置する地域協議会において意見聴取を行えるようにするなど、必要な措置を講ずるものとする。

2. 地域協議会の実施エリアについて

- ◆ 地域協議会の実施エリアは、原則として所轄庁単位とする。
- ◆ なお、一の所轄庁が管轄する区域を一定の地域ごとに分割すること、複数の所轄庁が合同して地域協議会を設置することも可能である。ただし、複数の所轄庁が合同して地域協議会を設置する場合については、法において、事業の実施区域の住民等の意見を聴

くこととされている趣旨にかんがみ、広域になりすぎないように配慮することが必要である。

3. 地域協議会の構成員について

- ◆ 地域協議会の構成員は、以下の者を想定しつつ、地域の実情に応じて所轄庁が定めるものとする。
 - ① 学識有識者 ② 保健医療福祉サービス事業者 ③ 民生委員・児童委員
 - ④ サービス利用（予定）者である地域住民 ⑤ 福祉行政職員（町村職員を含む。）
 - ⑥ 社会福祉協議会
- ◆ なお、上記の構成員は、地域協議会への出席に支障がない限りにおいて、複数の地域協議会の構成員となることを妨げない。

4. 地域協議会の役割について

- ◆ 地域協議会は、地域公益事業を実施しようとする社会福祉法人からの要請に基づき、所轄庁が適宜開催することとし、例えば以下のような点について、討議を行う。
 - ① 地域の福祉課題に関すること
 - ② 地域に求められる福祉サービスの内容に関すること
 - ③ 社会福祉法人が取り組もうとしている地域公益事業に関する意見
 - ④ 関係機関との連携に関すること
- ◆ また、地域協議会は、地域公益事業を行う社会福祉法人による意見聴取の場としての役割のみならず、
 - ① 地域公益事業の実施状況の確認、助言
 - ② 地域の関係者によるそれぞれの取組・課題の共有
 - ③ 地域の関係者の連携の在り方などについて、定期的に討議することを通じて、地域福祉推進のためのツールとして活用していくことが有用であると考えられる。（地域公益事業の実施状況の確認については年1回程度行うことが考えられる。）
- ◆ 地域協議会における討議の内容は、社会福祉法人が自ら地域公益事業を行う上で、斟酌すべき参考意見ではあるが、他方、法人の経営の自主性は最大限尊重されるべきであることに留意が必要である。

5. 広域的に事業を行う場合の意見聴取の取扱いについて

- ◆ 複数の地域協議会の実施エリアをまたがって、地域公益事業を広域的に行う場合については、社会福祉充実計画を円滑に策定する観点から、主たる事業の実施地域を特定し、当該地域を所管する地域協議会に意見を聴くことで足りるものとする。

ただし、この場合であっても、当該地域以外の住民等の意見が可能な限り反映されるよう、社会福祉法人のHP等における意見募集やアンケート調査などの簡易な方法により、意見聴取を行うよう努めるものとする。

当日の資料は、以下、厚生労働省のホームページに掲載されています。

ホーム>政策について>審議会・研究会等>社会保障審議会(福祉部会)>第18回社会保障審議会福祉部会資料

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000132755.html>